

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年2月14日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例（平成22年霧島市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国において将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう財政支援の拡充等により平成27年度から基盤強化が実施されていることや国民健康保険事業の構造の問題等を考慮し、国民健康保険税に係る課税の特例を1年間延長することにより、納税者の負担軽減を図るため、本条例の所要の改正をしようとするものである。